

2009年10月19日

各 位

弁護士 中野 和子

東京都港区元赤坂 1-1-7 赤坂E-トイト 1111 号
シンフォニア法律事務所
電話 03-6440-9280 FAX 03-6440-9281

サンクス鳴門明神店解約訴訟和解のご報告

徳島地裁平成18年(ワ)第214号損害賠償請求事件

2006(平成18)年に提訴しました、コンビニエンスチェーン大手のサンクス(エリアフランチャイザーの株式会社サンクスアンドアソシエイツ東四国(以下「サンクス本部」という))に対する損害賠償請求訴訟が本日4500万円を加盟店側に支払うことで和解が成立しましたのでご報告します。

本件は、20代の若者2人がコンビニ経営での独立を夢見て、紹介された鳴門明神店(新店)のサンクス本部の説明を信じて契約したところ、大赤字のため1年で閉店した事案です。

加盟店側が聞いたサンクス本部の説明では、すぐ横(150メートル先)に日販76万円売っているローソンがあるけれども、サンクスの方が立地はいいので、42万8000円は確実にいきますということでした。また、ローソンはあまりやる気がないようだからローソンを倒しまししょうとも言われました。

しかし、実際には、平均日販が30万円にも満たず、開店後3ヶ月もしないうちにサンクス本部から閉店を迫られ、同年9月末日をもって閉店を余儀なくされたものです。

裁判の中で明らかになったことは、もともとサンクス本部の調査ではローソンの日販は50万円程度であったこと、商圈のとらえ方がサンクス予測のマニュアルに反して世帯人口を多く見積もっていたことです。

隣りのローソンが50万円であれば、横にサンクス店が出ても商圈を分断して25万円程度から増えても30万円程度にしかならないこと、世帯人口を水増しした不合理な売上予測が尋問の中で明らかになりました。

結審後に裁判所から和解勧告があり、上記の和解となりました。

サンクス本部に支払った加盟金210万円、酒免許を得るための酒販売会社代金300万円、サンクス本部名義の建物建築費用等3553万円の合計4063万円に加えて若者2人がサンクス本部と契約していなければ前の会社で得られていたであろう給料分、借りた上記建物建築費用の借金の金利分の一部を加えて、合計4500万円の被害回復を図りました。

以 上